令和6年9月30日 保健福祉委員会資料 健康部健康課

永寿総合病院の運営に関する新協定の締結及び補助金の拡充について

1 経緯

平成23年8月に区が公益財団法人ライフ・エクステンション研究所との間で永寿総合病院に関する協定を締結してから10年以上が経過している。この間、社会経済状況の変化、新型コロナの流行等により、病院運営を取り巻く状況が大きく変化しているため、状況の変化を踏まえた協定内容の見直しを行なうこととした。

2 協定の見直し方法

協定の見直しにあたり、これまでの永寿総合病院の中核病院としての活動状況を検証・評価し、今後の永寿総合病院に期待すること、及び区の財政支援のあり方について検討するために、学識経験者、医師会、区議会、町会で構成される「永寿総合病院に関する協定の見直しに向けた検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置した。

検討委員会では、永寿総合病院が地域医療を担う中核病院としての機能を十分に発揮し、区内の限りある医療資源が有効活用されるよう、様々な視点から3回にわたって検討が行われ、別添1のとおり「報告書」が提出された。

3 財政支援のあり方

(1)助成の検討

「中核病院としての機能を安定的に維持し、需要に応じて強化するために、さらなる財政支援が必要である。」との検討委員会の報告を受け、関係各課と助成の必要性について協議をした結果、次の結論に達した。

(2) 助成の考え方

永寿総合病院は、社会経済状況の変化、新型コロナの流行等により、病院運営を取り巻く状況が大きく変化する中、台東区の中核病院として幅広く医療機能を備えることで、厳しい経営状況が続いている。こうした状況下でも、経営努力により、政策的医療を安定的に供給してきたが、これまでと同様に政策的医療を維持することに加え、今後の医療需要の増や変化に備えた機能強化の実施にあたっては、課題は多い。以上の状況を踏まえ、中核病院としての機能を安定的に維持し、需要に応じて強化するため、さらなる財政支援策として、補助金の拡充が必要である。

(3) 助成の内容

- ①政策的医療の安定的な維持だけでなく、需要に応じた機能強化を達成するために、 永寿総合病院が示す事業計画に対し、その経費の一部補助を実施する。
- ②補助期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とし、令和11年度以降は、 改めて協議するものとする。
- ③補助額は、各年度、現行の上限1億円から上限3億円に変更する。

(4)助成の検証

補助金の効果について、事業計画の進捗状況や病院の収支状況等を踏まえ、毎年 度、「台東区中核病院運営協議会」において検証を行う。

4 新協定書(案)

検討委員会の「報告書」の内容等を踏まえ、関係各課、永寿総合病院と検討を行い、 新協定書(案)を作成した。

- (1)新協定書(案)については、別添2のとおり
- (2) 新旧対照表については、別添3のとおり
- (3) 主な変更点
 - ①第 6 条、連携先に障害者福祉施設、公的機関を追加する。
 - ②第7条、「新型インフルエンザ等の広範な対応が必要な感染症に関する医療活動」を「新興感染症等に関する医療活動」に変更する。
 - ③第13条、協定の見直し条件に「社会情勢の急激な変化その他の事由による」 を追加する。

5 補正予算額(案)

200,000千円

6 今後の予定

令和6年11月 新協定締結

永寿総合病院に関する協定の見直しに向けた検討委員会の検討結果報告について

1 本検討委員会の目的

平成23年8月に区が公益財団法人ライフ・エクステンション研究所との間で永寿総合病院に関する協定を締結してから10年以上が経過している。この間、新型コロナの流行や永寿総合病院及び区の状況、これらを取り巻く医療環境全体も大きく変化しているため、状況の変化を踏まえた協定内容の見直しを行なうこととした。

本検討委員会は、協定の見直しにあたり、これまでの永寿総合病院の中核病院としての活動状況を検証・評価し、今後の永寿総合病院に期待すること、及び区の財政支援のあり方について検討するために設置された。

本検討委員会では、永寿総合病院が地域医療を担う中核病院としての機能を十分に 発揮し、区内の限りある医療資源が有効活用されるよう、様々な視点から3回にわた って検討を行った。

2 これまでの中核病院としての活動状況に対する評価

- (1)全国的に医師等の医療従事者が不足する中でも、必要とされるスタッフを確保 し、区が要請する政策的医療を安定的に供給している。
- (2)地域医療支援病院として、かかりつけ医等からの紹介患者に対する医療提供を新型コロナ流行下においても継続し、同病院の要件となる紹介率・逆紹介率を維持している。また、高額医療機器の共同利用を推進することで、地域の医療機関との連携も強化している。
- (3) 新型コロナ流行下では、PCR検査センターや発熱外来の運営、ワクチン接種体制の確保に加え、新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関として、台東区における新型コロナ対応の中心的な役割を担っていた。
- (4) 救急医療の安定的な供給は、重要であるため、救急車の応需率の改善は必要である。また、産科・小児科・救急医療も重要であるが、台東区唯一の災害拠点病院として、災害時にしっかりと機能できるような体制も引き続き整備をしておく必要がある。

3 今後の中核病院に期待すること

(1)区が要請する政策的医療については、引き続き機能を維持すると共に、特に救急 医療・災害医療・産科医療・小児医療は、区民から求められる医療需要に対応でき るよう体制の強化を図っていく必要がある。

- (2)分析報告書の中では、中核病院として急性期を中心とした医療を担うため、最新 の医療技術や設備を導入し、高度な医療を提供できる体制を整備する必要があると されている。
- (3)全国的に人口減少が進むと予想される一方で、台東区は年少人口の増加と高齢者人口の増加が予想される。小児医療や産科医療をはじめ、高齢者医療の需要増など総合的な医療需要に対応するため、地域の関係機関との連携体制を深め、地域医療提供体制をより一層強化することが期待される。

4 財政支援のあり方

(1)財政支援の必要性

- ①区は、政策的医療の安定的な供給体制の維持等を目的として、平成28年度より、「中核病院機能強化支援補助金」を交付しているが、これまでの「台東区中核病院 運営協議会」において、補助の目的を果たす成果が上がっていると評価されてい る。
- ②新型コロナの流行や物価高騰、人件費の高騰等、病院運営を取り巻く状況が大きく変化する中、台東区の中核病院として幅広く医療機能を備えることで、厳しい経営状況が続いている。こうした状況下でも、経営努力により、政策的医療を安定的に供給してきたが、今後の医療需要の増や変化に備えた機能強化の実施にあたっては、経営上の課題は多い。
- ③財政支援の検討にあたっては、政策的医療のあり方というソフト面の見直しだけで なく、病院の構造や医療機器等の物的資源の見直しという中長期的な視野にたった 検討が必要な課題がある。
- ④以上の状況を踏まえ、中核病院としての機能を安定的に維持し、需要に応じて強化するために、さらなる財政支援が必要であるという結論に達した。なお、中長期的な課題については、今後の「台東区中核病院運営協議会」において議論を進め、必要に応じて、本検討委員会を立ち上げる。

(2)財政支援の手法

- ①政策的医療の安定的な維持だけでなく、機能強化を達成するために、医師の人件費 に対する補助を中心とした従来の財政支援から、永寿総合病院が示す事業計画に対 し、補助金を交付することへの変更は、適当であると考えられる。
- ②補助金の効果について、事業計画の進捗状況や病院の収支状況等を踏まえ、毎年度、「台東区中核病院運営協議会」において検証を行う。

公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院の運営に関する協定書

台東区(以下「甲」という。)及び<u>公益</u>財団法人ライフ・エクステンション研究所(以下「乙」という。)は、<u>平成23年8月1日付で締結した「財団法人ライフ・エクステンション付属永寿総合病院の運営に関する協定書」(以下「旧協定書」という。)第1 3条第2項に基づき</u>、旧協定書に定める事項全般の見直しを協議し、合意に達したので、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、乙が甲の要請のもとに下谷病院の病床を引き継ぎ、台東区の地域 医療の中核を担う病院(以下「中核病院」という。)として整備した公益財団法人ラ イフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院(以下「永寿病院」という。)の運 営にあたって、必要な事項を取り決めることにより、中核病院として必要とされる医 療、特に、急性期の医療を確保するとともに、地域の医療供給体制の向上を図り、も って台東区民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(永寿病院の運営)

- 第 $\frac{2}{2}$ 条 乙は、永寿病院を400床の $\frac{-}{2}$ 病床を備えた病院として、これを運営するものとする。
- 2 乙は、この協定締結以降、<u>前項に定める</u>病床の種別を変更<u>しようと</u>する場合は、<u>あ</u> らかじめ甲と協議しなければならない。

(診療科目)

第<u>3</u>条 乙は、地域医療の需要を考慮し、永寿病院に内科、総合内科、外科、小児科、 産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、泌尿器科、救急科その他必要な診療科目を 設置するものとする。

(機能)

- 第<u>4</u>条 乙は、甲の要請のもとに、台東区民に必要な地域医療を確保するため、前条に 掲げる診療科目において、特に、次の各号に掲げる医療機能を備えるものとする。
 - (1) 小児科における入院治療が可能な機能
 - (2) 産婦人科における分娩が可能な機能
 - (3) 二次救急医療機能
 - (4) 災害時における拠点医療機能
- (5)集中治療機能(ICU)
- (6) 急性期リハビリテーション機能
- (7)緩和ケア機能
- 2 甲は、乙に対して、認知症に対応する機能等、時代の変化に対応するための医療機 能を要請することができる。

(関係機関との連携)

第<u>5</u>条 乙は、地域医療の中核病院として、地域ケアの向上に資するよう、特定機能病院、公的医療機関、地域の医療機関、介護保険施設、地域包括支援センター、<u>障害者福祉施設</u>、保健所その他の行政機関及び公的機関との機能連携に努めるものとする。

(地域保健医療活動に関する協力)

- 第<u>6</u>条 乙は、甲、地区医師会、台東区社会福祉事業団その他の団体の地域保健医療活動に係る次の各号に掲げる事業に協力するものとする。
 - (1)災害医療活動
 - (2) 救急医療活動
 - (3) 新興感染症等に関する医療活動
 - (4) 休日急患診療事業
 - (5) 介護保険施設等の協力病院としての活動
 - (6) 看護学校等の実習生受入れ事業
 - (7) その他地域医療に係る事業

(用地の貸付)

- 第<u>7</u>条 甲は、平成11年11月2日<u>に</u>甲乙間で締結した土地賃貸借契約書に基づき、 乙に対し、永寿病院の設置に必要な用地の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に基づく貸付けは、引き続き、適正な対価をもって行うものとする。ただし、 議会の議決を得て減免をすることができる。

(区の助成)

- 第<u>8</u>条 甲は、第1条の目的を達成し、台東区民に必要な地域医療を確保するため、乙に対し、次の各号に掲げる経費の一部を助成することができる。
 - (1) 永寿病院の施設・設備整備に係る経費
 - (2) 永寿病院の運営に係る経費
- 2 前項に掲げる助成については、別に定める。

(説明責任)

第<u>9</u>条 甲及び乙は、中核病院の医療及び運営について、台東区民に対する説明責任の 確保に努めるものとする。

(病院運営協議会)

- 第<u>10</u>条 乙は、永寿病院に対する台東区民の保健・医療・福祉に関する要望を可能な 限り尊重し、永寿病院を地域に開かれた病院として運営するものとする。
- 2 甲は、永寿病院の適切な運営に資するため、<u>財団法人ライフ・エクステンション研究所附属永寿総合病院の移転、新築、増床及び運営に関する協定書(平成11年6月</u> 23日締結)に基づき設置した病院運営協議会を、存続させるものとする。

3 病院運営協議会の運営については、別に定める。

(執行状況の報告)

第<u>11</u>条 乙は、第<u>8</u>条<u>の規定</u>に基づく助成に<u>係る事業</u>について、甲に対し定期的にそ の執行状況を報告しなければならない。

(協定事項の変更・見直し)

- 第<u>12</u>条 甲及び乙は、この協定に定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ 協議するものとする。
- 2 甲及び乙は、この協定締結後10年を経過した時点で、この協定に定める事項全般 にわたる見直しについて、協議するものとする。
- <u>3</u> 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、社会情勢の急激な変化その他の事由により、 この協定に定める事項全般にわたる見直しが必要となった場合は、協議するものとする。

(誠実履行の原則)

第13条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

(疑義の決定等)

第<u>14</u>条 この協定の解釈に疑義<u>が</u>生じたとき、及びこの協定に定めのない事項<u>が生じ</u>たときは、甲乙協議の上で定めるものとする。

(旧協定の廃止)

第15条 この協定の締結に伴い、平成23年8月1日付で締結した財団法人ライフ・エクステンション付属永寿総合病院の運営に関する協定書は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

- 甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号 東京都台東区 台東区長 服 部 征 夫
- 乙 東京都台東区東上野二丁目23番16号公益財団法人 ライフ・エクステンション研究所理事長 湯 浅 祐 二

		変更前	変更後
		財団法人ライフ・エクステンション付属永寿総合病院の運営に 関する協定書	公益財団法人ライフ・エクステンション <u>研究所</u> 付属永寿総合病 院の運営に関する協定書
		ンション研究所(以下「乙」という。)は、平成11年6月2 3日付で締結した「財団法人ライフ・エクステンション附属永 寿総合病院の移転、新築、増床及び運営に関する協定書」(以 下、「旧協定書」という。)第12条第2項に基づき、旧協定	台東区(以下「甲」という。)及び公益財団法人ライフ・エクステンション研究所(以下「乙」という。)は、平成23年8月1日付で締結した「財団法人ライフ・エクステンション <u>付属</u> 永寿総合病院の運営に関する協定書」(以下「旧協定書」という。)第13条第2項に基づき、旧協定書に定める事項全般の見直しを協議し、合意に達したので、次のとおり協定を締結する。
第1条	目的	この協定は、乙が甲の要請のもとに下谷病院の病床を引き継ぎ整備した財団法人ライフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院(以下「永寿病院」という。)の運営にあたって、必要な事項を取り決めることにより、台東区の地域医療の中核を担う病院として必要とされる医療、特に、急性期の医療を確保するとともに、地域の医療供給体制の向上を図り、もって台東区民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。	いう。)として整備した <u>公益</u> 財団法人ライフ・エクステンショ
第2条	中核病院 整備の理 念	甲及び乙は、台東区地域医療中核病院整備事業の理念に従い、 台東区民に必要な地域医療を確保するものとする。	(削除)
第3条	永寿病院 の運営	乙は、永寿病院を400床の病床を備えた病院として、将来にわたってこれを運営するものとする。	乙は、永寿病院を <u>400</u> 床の <u>一般</u> 病床を備えた病院として、これを運営するものとする。
		2 乙は、前項に定める病床において、この協定締結以降、病 床の種別を変更する場合は、甲と協議しなければならない。	2 乙は、この協定締結以降、 <u>前項に定める</u> 病床の種別を変更 <u>しようと</u> する場合は、 <u>あらかじめ</u> 甲と協議しなければならな い。
第4条	診療科目	乙は、地域医療の需要を考慮し、永寿病院に内科、総合内科、 外科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、泌尿 器科、救急科その他必要な診療科目を設置するものとする。	(変更なし)

		変更前	変更後
第5条	機能	乙は、甲の要請のもとに、台東区民に必要な地域医療を確保するため、前条に掲げる診療科目において、特に、次の各号に掲げる医療機能を備えるものとする。 (1) 小児科における入院治療が可能な機能 (2) 産婦人科における分娩が可能な機能 (3) 二次救急医療機能 (4) 災害時における拠点医療機能 (5) 集中治療機能(ICU) (6) 急性期リハビリテーション機能 (7) 緩和ケア機能	(変更なし)
		2 甲は、乙に対して、認知症に対応する機能等、時代の変化に対応するための医療機能を要請することができる。	
第6条	関係機関 との連携	う、特定機能病院、公的医療機関、地域の医療機関、介護保険 施設、地域包括支援センター、保健所その他の行政機関との機	乙は、地域医療の中核病院として、地域ケアの向上に資するよう、特定機能病院、公的医療機関、地域の医療機関、介護保険施設、地域包括支援センター、 <u>障害者福祉施設、</u> 保健所その他の行政機関及び <u>公的機関</u> との機能連携に努めるものとする。
第7条	地域保健 医療活動 に関する 協力	乙は、甲、地区医師会、台東区社会福祉事業団その他の団体の 地域保健医療活動に係る次の事業などに協力するものとする。 (1) 災害医療活動 (2) 救急医療活動 (3) 新型インフルエンザ等の広範な対応が必要な感染症に関す る医療活動 (4) 休日急患診療事業 (5) 介護保険施設等の協力病院としての活動 (6) 看護学校等の実習生受入れ事業 (7) その他地域医療に係る事業	乙は、甲、地区医師会、台東区社会福祉事業団その他の団体の地域保健医療活動に係る次の各号に掲げる事業に協力するものとする。 (1)災害医療活動 (2)救急医療活動 (3)新興感染症等に関する医療活動 (4)休日急患診療事業 (5)介護保険施設等の協力病院としての活動 (6)看護学校等の実習生受入れ事業 (7)その他地域医療に係る事業
第8条	用地の貸 付	甲は、平成11年11月2日、甲乙間で締結した土地賃貸借契約書に基づき、乙に対し、永寿病院の設置に必要な用地の貸付けを 行なうものとする。	甲は、平成11年11月2日 <u>に</u> 甲乙間で締結した土地賃貸借契約書に基づき、乙に対し、永寿病院の設置に必要な用地の貸付けを行うものとする。
		2 前項に基づく貸付けは、引き続き、適正な対価をもって行なうものとする。ただし、議会の議決を得て減免をすることができる。	2 前項に基づく貸付けは、引き続き、適正な対価をもって行うものとする。ただし、議会の議決を得て減免をすることができる。

		変更前	変更後
第9条	区の助成	甲は、第1条の目的を達成し、台東区民に必要な地域医療を確保するため、乙に対し、次の各号に掲げる助成を行なうことができる。 (1) 永寿病院の施設・設備整備に係る経費の一部 (2) 永寿病院の運営に係る経費の一部	甲は、第1条の目的を達成し、台東区民に必要な地域医療を確保するため、乙に対し、次の各号に掲げる <u>経費の一部を</u> 助成することができる。 (1)永寿病院の施設・設備整備に係る経費 (2)永寿病院の運営に係る経費
		2 前項各号に掲げる助成については、別に定める。	2 前項に掲げる助成については、別に定める。
第10 条	説明責任	甲及び乙は、中核病院の医療及び運営について、台東区民に対 する説明責任の確保に努めるものとする。	(変更なし)
		乙は、永寿病院に対する台東区民の保健・医療・福祉に関する 要望を可能な限り尊重し、永寿病院を地域に開かれた病院とし て運営するものとする。	(変更なし)
第11条	病院運営 協議会	2 甲は、前項の永寿病院の適切な運営に資するために旧協定 書に基づき設置した、病院運営協議会を、存続させるものとす る。	2 甲は、永寿病院の適切な運営に資するため <u>財団法人ライフ・エクステンション附属永寿総合病院の移転、新築、増床及び運営に関する協定書(平成11年6月23日締結)</u> に基づき設置した病院運営協議会を、存続させるものとする。
		3 病院運営協議会の運営については、別に定める。	(変更なし)
第12条	執行状況 の報告	乙は、第9条に基づく助成について、甲に対し、定期的にその 執行状況を報告しなければならない。	乙は、第 <u>8条の規定</u> に基づく助成に <u>係る事業に</u> ついて、甲に対 し定期的にその執行状況を報告しなければならない。
		甲及び乙は、この協定に定める事項を変更しようとするとき は、あらかじめ協議するものとする。	(変更なし)
第13条	協定事項 の変更・ 見直し	2 甲及び乙は、この協定締結後10年を経過した時点で、こ の協定に定める事項全般にわたる見直しについて、協議するも のとする。	(変更なし)
		(新設)	3 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、社会情勢の急激な変化その他の事由により、この協定に定める事項全般にわたる見直しが必要となった場合は、協議するものとする。
第14条	誠実履行 の原則	甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとす る。	(変更なし)

		変更前	変更後
第15 条	疑義の決 定等		この協定の解釈に疑義 <u>が</u> 生じたとき <u></u> 及びこの協定に定めのない事項 <u>が生じたとき</u> は、甲乙協議の上で定めるものとする。
第16 条	旧協定の 廃止	(新設)	この協定の締結に伴い、平成23年8月1日付で締結した財団 法人ライフ・エクステンション付属永寿総合病院の運営に関す る協定書は、廃止する。